

茨木市議会議員(無所属)



あびこ浩子 ゆめ・みらい通信



新施設・広場愛称「おにくる」に決定！

【あびこ浩子プロフィール】

- ◆ 玉櫛小・南中卒業／1980大阪府立千里高校卒業／1984関西大学文学部卒業／2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了／大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動
- ◆ 1984高槻市立第7中学校教諭／1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職／2000沢池幼稚園PTA会長／2002穂積小PTA会長／2006茨木市PTA協議会会長／2004NPO法人Chacha-House 代表理事／2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長／2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事／2011穂積地区自主防災会会長／2012穂積地区福祉委員会副委員長／2020穂積地区福祉委員会顧問
- ◆ 2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選／2009・1選挙2期目当選／2013・1選挙3期目当選／2017・1選挙4期目当選／2021・1選挙5期目当選
- ◆ 穂積地区 在住



「まん延防止等重点措置」が延長されました
感染者数は横ばい状況



みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

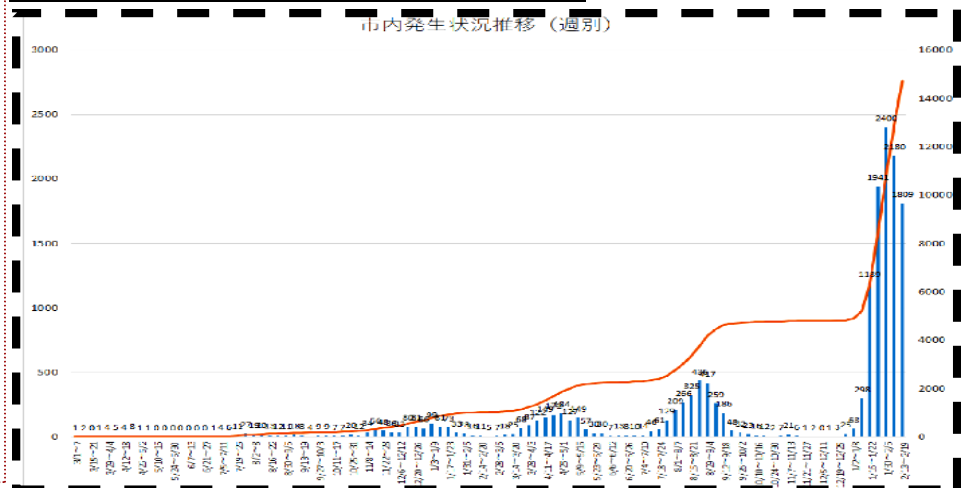
相変わらず寒さが厳しい今日この頃です。コロナ感染者数も多いまま特に高齢者の重症者が多いです。「まん延防止等重点措置」も延長され、ステルスオミクロン株が見つかったという報道もあります。3回目接種を急ぎ、65歳以上は2月中に終了を目標としています。3回目接種でモデルナ社製のワクチン予約には空きが出ているようです。副反応への心配からと推察されます。3回目接種後の副反応の

発現割合	ファイザー社(2回目→3回目接種後の症状)	武田/モデルナ社(2回目→3回目接種後の症状)
50%以上	疼痛(78.3→83.0%)、疲労(59.4→63.7%)	疼痛(88.3→83.8%)、疲労(65.4→58.7%) 頭痛(58.8→55.1%)
10-50%	頭痛(54.0→48.4%)、筋肉痛(39.3→39.1%) 悪寒(37.8→29.1%)、関節痛(23.8→25.3%)	筋肉痛(58.1→49.1%)、関節痛(42.9→41.3%) 悪寒(44.3→35.3%)、リンパ節症(14.2→20.4%)
1-10%	38度以上の発熱(16.4→8.7%) 腫脹(6.8→8.0%)、発赤(5.6→5.9%) リンパ節症(*) (0.4→5.2%)	38度以上の発熱(15.5→6.6%) 腫脹・硬結(12.3→5.4%) 紅斑・発赤(8.7→4.8%)

出かたについての図です。(厚生労働省：特例承認に係る報告書)

市内感染状況ですが、2月21日(月曜日)更新、20日に追加された方は218人で、累計は15590人です。※来週から3月議会開会により朝のご挨拶を1か月お休みいたします。

1/30~2/5	2400人
2/6~2/12	2180人
2/13~2/19	2466人



お互いさまと思える茨木に！
生活者の視点を政治に！



あびこ浩子連絡先

電話・FAX 072(655)8460 (留守時はメッセージをお願いいたします。)

Email: contact@hiroko-abiko.jp

茨木市紫明園10-74-405

<https://hiroko-abiko.jp/>



住民税非課税世帯・家計急変世帯への給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況にある住民税の非課税世帯等への生活支援を行うため、臨時特別給付金の支給を行います。

〔支給対象者〕

- ① 世帯全員の令和3年度住民税が非課税の世帯
- ② ①のほか、コロナの影響で家計が急変し、①と同様の状況にあると認められる世帯

〔基準日〕令和3年12月10日(家計急変世帯は申請日)

〔支給額〕1世帯あたり10万円

スケジュール

〔非課税世帯〕

- ・令和4年2月上旬～ 確認書を対象世帯に発送(確認書類の返送受付後、審査)
- ・令和4年3月上旬～ 給付金(10万円)支給

〔家計急変世帯〕

- ・令和4年2月上旬～ 受付窓口を開設(申請書の受付後、審査)
- ・令和4年3月上旬～ 給付金(10万円)支給

小学校給食の無償化

小学生がいる世帯において、新型コロナウイルス感染症により生活・就労面等の影響が生じていることを踏まえ、小学校給食費を無償化する。

〈対象期間〉令和4年1月～3月

また、家庭保育にご協力いただいているご家庭に利用料を減額するための予算を措置しています。

民間学童保育室利用料、私立認定こども園等の利用者負担額、私立認定こども園等の副食費等です。

〈対象期間〉1月4日～

休園や休室など、感染拡大の影響により負担額を減額された各施設に支払われます。

児童手当特例給付の所得要件に該当する

子育て世帯への給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、18歳までの子どもがいる世帯のうち児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯に対し、給付金を支給する。(昨年12月に所得制限により子ども一人あたり10万円の対象にならなかった子育て家庭向け)

〈対象〉

- ① 児童手当における特例給付受給世帯(令和3年9月分の支給世帯)
- ② 児童手当受給者以外で、18歳までの児童(平成15年4月2日～令和3年9月30日までに生まれた子)を養育し、児童手当における特例給付の所得要件に該当する者
- ③ 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに出生した児童の父母等のうち児童手当における特例給付の所得要件に該当する

〈支給額〉児童1人あたり5万円

〈支給〉①：3月中旬(申請不要) ②③：申請に基づき5月中旬以降

家族構成	所得額上限	所得額上限となる収入の目安
本人のみ(前年に子どもがまだ生まれていなかったケース)	622万円	833万3000円
本人と子ども1人	660万円	875万6000円
本人と配偶者と子ども1人	698万円	917万8000円
本人と配偶者と子ども2人	736万円	960万円
本人と配偶者と子ども3人	774万円	1002万円
本人と配偶者と子ども4人	812万円	1040万円

児童手当を受ける所得額上限額(非該当家庭は特例給付)

「毎週火曜日・木曜日の朝はJR茨木駅西口下、水曜日の朝は南茨木駅、金曜日の朝は阪急茨木市駅東口南側」にてご挨拶と週刊通信の配布をしています。お声をかけていただけましたらうれしいです。しかしながら、まだまだ感染予防に気をつけねばなりません。状況を見ながらご挨拶させていただこうと思っております。

